

和光市内認可保育施設の災害時における臨時休園措置等のガイドライン

令和8年4月策定

1 目的

台風や集中豪雨、地震等の自然災害発生により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童・保護者・保育従事者等の生命と安全を守ることを目的として、和光市内の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所の臨時休園等の対応について基準を定めるものとする。

2 対象施設

和光市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所(地域枠) (以下「保育所等」という。)

3 臨時休園の決定

災害時に避難情報が発令された場合や地震が発生した場合、保育所等は被害状況や震度を確認し、施設ごとに、本ガイドラインに基づき臨時休園の判断を行う。保育所等は、臨時休園とした場合は、その対応状況を市へ報告する。

4 臨時休園の判断基準・対応

【 台風、集中豪雨等の風水害 】

災害危険区域に対し市が発令する「警戒レベル」に基づき、次の表のとおり具体的基準を定める。

※「警戒レベル」「警戒レベル相当情報」については、参考資料を参照

休園基準	保育状況	保育所等の対応	実施事項
警戒レベル 3以上の避難 情報を市が発令	登園前	臨時休園又は登園自粛要請	・保護者に連絡
	保育中	児童降園後に臨時休園	・保護者に速やかなお迎えを要請。 ただし、危険な場合は安全な状況になってから対応 ・状況に応じて園児とともに施設内の安全な場所又は所定の避難所へ避難し、保護者を待つ

※洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の保育所等は、あらかじめ各保育所等で定める避難計画等に従って行動する。

※保育所等が洪水浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内に該当するかどうかは、和光市防災マップ&ハザードマップをご確認ください。

和光市防災マップ&ハザードマップ
和光市ホームページ ▶



【 地震 】

休園基準	保育状況	保育所等の対応	実施事項
震度5弱以上	登園前	臨時休園 ※ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、開園する。	・保護者に連絡
	保育中	児童降園後に臨時休園 ※ただし、安全に保育が可能と判断される場合は、保育を継続する。	・状況に応じて園児と共に施設内の安全な場所又は所定の避難所へ避難する ・施設および周辺の被害状況を確認 ・保護者に速やかなお迎えを要請 ただし、危険な場合は、安全な状況になってから対応

【 公共交通機関の計画運休等により送迎が困難になる恐れがある場合 】

休園基準	保育状況	保育所等の対応	実施事項
計画運休の予定が発表されるなど、送迎が困難になる恐れがある場合	登園前	登園自粛・お迎えの要請 ※完全運休の場合は、臨時休園	・要請を行う場合は、あらかじめ和光市保育センターに報告 ・保護者に連絡
	保育中		

5 保育所等の再開

臨時休園後は次の事項等を確認し、安全な保育ができると判断した場合は、速やかに保育を再開し、和光市保育センターと保護者へ再開の旨を連絡する。

【確認事項】

- ・施設の安全の確保
- ・施設周辺の安全の確保
- ・ライフライン（電気・水道・ガス・通信・交通等）の状況
- ・職員体制の確保
- ・給食の提供（一時的に弁当持参などを検討）

6 各保育所等での保育が困難な場合の保育

(1) 台風、集中豪雨等の風水害の場合の代替保育

市は、風水害により臨時休園を決定した場合には、安全を最優先に考慮し、保護者には原則として家庭での保育への協力を求める。ただし、災害時にも勤務が求められる医療機関等、社会的要請の高い職種に従事する保護者の児童については、児童・保護者・保育従事者等の安全に十分配慮し

た上で、下表の条件に基づき、代替保育施設での保育の実施を判断する。

項目	内容
代替保育の実施	災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施
代替保育施設	みなみ保育園（市職員〔保育士〕が対応）
代替保育の 申込受付	事前登録制 （事前に「災害時における代替保育利用登録届」の提出が必要）
代替保育の 申込対象	災害の状況下においても業務を行わなければならない、医療体制を維持するための業務やインフラ（電気・水道・ガス）運営、消防、警察、自衛隊等、社会の安定維持に関する業務に従事する保護者の児童のうち、代替保育実施日に家庭で保育ができない児童。 ※災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の 利用要件	「災害時における代替保育利用登録届」を事前に提出済みであること
保育実施日時	月曜日～土曜日（日、祝日を除く）8時30分から16時30分
対象年齢	1歳児クラス在籍児童から
持参するもの	弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れ物用ビニール袋、バスタオル2枚
その他	災害の状況により、代替保育を実施しない場合があるものとする。 開園時刻前に避難情報が解除された場合は、入所している保育所等にて保育を行なうものとする。

(2) その他の災害の場合の特別保育

浸水や地震等により施設が損壊等し、長期間にわたり再開できない場合、当該施設は臨時休園を継続する。市は、災害時に社会的要請が高い防災関係者や医療関係者等の児童に対し、児童・保護者・保育従事者等の安全に十分配慮した上で保育の実施が可能と判断される場合、代替施設における特別保育の実施を検討する。

7 保護者への周知

- (1) 市は、本ガイドラインを市ホームページに公表する。
- (2) 保育所等は、入園説明会等で保護者へ事前に周知し、市のメール配信サービスへの登録を促す等、災害時の対応について理解を得るものとする。本ガイドラインや和光市地域防災計画等を参考に、予め緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を定め、平常時から保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。
- (3) 非常災害時における臨時休園等の判断及び再開については、保育所等から保護者へ連絡する。

和光市防災・防犯情報メール
和光市ホームページ ▶



和光市地域防災計画
和光市ホームページ ▶



ひなんしじ

警戒レベル 4 **避難指示** までに **必ず避難**

市町村からの避難情報発令前でも自らの判断で避難しましょう

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保 ※1 <small>きんきゅうあんぜんかくほ</small>
<警戒レベル4までに必ず避難!>			
4	 災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 <small>ひなんしじ</small>
3	 災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難 ※2 <small>こうらいしゃとうひなん</small>
2	 気象状況悪化	自らの避難行動を 確認する	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。また、警戒レベル相当情報(氾濫発生情報、土砂災害警戒情報など)が発表されたとしても、必ずしも同時刻に同じレベルの避難情報が発令されるものではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

! ハザードマップを確認し、自宅の災害リスクと、取るべき行動を確認しましょう。

! 「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。**屋内で安全を確保することも考えられます。**

※屋内安全確保は「3つの条件」を満たす場合に検討する行動です。詳細は裏面を確認しましょう。



ハザードマップポータルサイト

警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません。

警戒レベル4避難指示までに自らの判断で危険な場所から全員避難しましょう。

※避難勧告は廃止されました。(令和3年5月20日から)

避難に時間のかかる高齢者や障害のある人は、警戒レベル3高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

内閣府(防災担当)・消防庁

《問い合わせ先》和光市 子どもあんしん部
 保育サポート課 保育センター
 電話 048-483-4407